

藤沢市市長等交際費及び市交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な市政運営を推進するため、市長及び副市長並びに市長が指名する者が、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する市長が指名する者とは、原則、市長部局の部長、保健所長、市民センター長及び公民館長とする。

(支出区分、支出内容、支出範囲及び支出額)

第2条 交際費は、社会通念上の儀礼と認められる範囲内において支出するものとし、その支出区分、支出内容、支出範囲及び支出額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、交際費の支出は行わない。

(1) 支出の対象となる行事等が、宗教に係るものであるとき又は政治家個人若しくはその後援会が開催するものであるとき。

(2) 選挙の際の陣中見舞い及び当選祝い

3 第1項に規定する交際費の支出内容、支出範囲及び額は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(公表する事項)

第3条 交際費の支出状況の公表（以下単に「公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 支出日

(2) 支出区分

(3) 支出内容（見舞いとして支出する場合における相手方氏名を除く。）

(4) 支出金額

(公表の時期及び方法)

第4条 公表は、月を単位とし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

2 公表は、市民自治部市民相談情報課において縦覧に供するとともに、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項があるときは、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

支出区分	支出内容及び支出範囲	支出額	摘要
会費	<p>団体又は個人が催す式典、祝賀会若しくは懇親会等又は叙勲、褒章、功労賞等の受章(受賞)祝賀会に市長、副市長又は市長が指名する者が出席することが職務遂行上及び社会通念上必要と認められる場合であって、出席依頼文等に会費の明記があるとき</p>	<p>依頼文等に記載された額(その額が出席者1名分の額である場合で、2名以上の者が出席するときは、当該額に出席人数を乗じた額)</p>	<p>(1)国会議員、自治体の首長及び議会の議員又はこれらの職に係る候補者の出陣祝い、当選祝い、就任祝い、政治資金パーティー等は対象外とする。ただし、社会通念上妥当と認められるものについては、この限りではない。</p> <p>(2)藤沢市又は市長が構成員である会の年会費等これに相当するもので、負担金補助及び交付金として予算化することができるものを除く。</p>
慶祝	<p>団体又は個人が催す会費設定のない式典、祝賀会若しくは懇親会等に市長、副市長又は市長が指名する者が出席することが職務遂行上及び社会通念上必要と認められる場合に、当該出席に伴う次に定める支出</p> <p>(1)出席依頼文に基づき各行事に出席する場合の祝金又は祝花代 (2)叙勲、褒章、功労賞等の受章(受賞)祝賀会に出席する場合の会費に相当する支出</p>	<p>(1)左欄第1号に掲げる支出については、5,000円(飲食を伴う行事に出席する場合で、2名以上の者が出席するときは、5,000円(次号においては、10,000円)に出席人数を乗じた額とし、祝花については実費に相当する額とする。</p> <p>(2)左欄第2号に掲げる支出については、10,000円とする。</p>	<p>(1)支出内容及び支出範囲欄の「団体」には、議員及びその後援会、市長の出身校に係る同窓会、宗教団体並びに職員組合及び市の出資団体の職員組合は含まない。</p> <p>(2)各行事に対し、市から補助金等予算の支出がある場合は対象外とする。</p> <p>(3)式典、祝賀会又は懇親会等を催す団体が企業、個人商店、市の出資団体又は指定管理者である場合は、その式典、祝賀会又は懇親会等が飲食を伴うものであるときに限り対象とするものとする。</p> <p>(4)御輿保存会及び例大祭については、古典文化の継承や地域文化の向上に寄与するとともに、地域活動の活性化を図る公共的活動を行う場合に限り対象とする。</p>
激励金	<p>次に定める者から市長等が出場報告又は結果報告のため表敬を受ける場合に、その表敬を行う者に対して支出</p> <p>(1)スポーツ大会、文化大会等の関東大会、全国大会に出場する市民 (2)オリンピック競技大会以外の世界大会に神奈川県代表又は日本代表として出場する市民 (3)オリンピック競技大会に出場する市民又は市内在学若しくは在勤の者</p>	<p>(1)左欄第1号に掲げる場合においては、小中学生については10,000円、高校生・大学生・社会人については20,000円。ただし、2人以上の団体競技である場合は1団体に20,000円とする。</p> <p>(2)左欄第2号に掲げる場合においては、小中学生については20,000円、高校生・大学生・社会人については30,000円。ただし、2人以上の団体競技である場合は1団体に30,000円とする。</p> <p>(3)左欄第3号に掲げる場合においては、50,000円</p>	

支出区分	支出内容及び支出範囲	支出額	摘要
餞別金	原則市内在住又は在勤で青年海外協力隊として赴任する者から表敬を受ける場合	5,000 円	
見舞い	(1) 教育委員会委員，監査委員，選挙管理委員会委員，農業委員会委員，公平委員会委員，固定資産評価審査委員会委員，人権擁護委員，情報公開審査会委員，個人情報保護審査会委員及びオンブズマンの罹患又は被災等に対する見舞い (2) 地元選出の国会議員及び県議会議員又は市議会議員	5,000 円	支出内容及び支出範囲欄第 2 号に規定する場合については，その都度決定する。
贈答(土産)	(1) 市長，副市長又は市長，副市長の代理を務める者が他の自治体，機関等を公務で訪問する場合 (2) 他の自治体の市町村長，副市町村長が本市を公務で訪問した場合	5,000 円以内を目途に社会通念上認められる範囲内で実費に相当する額	
賛助金 募 金	(1) 賛助金については，市が推進している事業と同様の趣旨に基づく活動等に対する支出 (2) 募金については，社会通念上必要と認められるもの	(1) 左欄第 1 号の賛助金については，5,000 円 (2) 左欄第 2 号の募金については，社会通念上必要と認められる額	
名刺代	市長及び副市長が使用する名刺の印刷代	実費に相当する額	

支出区分	支出内容及び支出範囲	支出額	摘要
弔慰	<p>(1)教育委員会委員，監査委員，選挙管理委員会委員，農業委員会委員，公平委員会委員，固定資産評価審査委員会委員，人権擁護委員，情報公開審査会委員，個人情報保護審査会委員及びオンブズマンが逝去した場合</p> <p>(2)「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例」第1条第1項第7号及び第8号に規定する委員の委員長又は副委員長に相当する者若しくは「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則」第2条第2項，第3項，第4項及び第3条第2項に規定する審議会等の委員長又は副委員長に相当する者が逝去した場合</p> <p>(3)藤沢市表彰条例に基づく藤沢市表彰審査基準の別表第1，第2及び第3中の審議会等の委員長又は副委員長に相当する者が逝去した場合</p> <p>(4)地元選出の国会議員及び県議会議員又は市議会議員が逝去した場合</p> <p>(5)近隣自治体若しくは関係自治体の長，副市町村長が逝去した場合</p> <p>(6)神奈川県知事又は同副知事が逝去した場合</p> <p>(7)市長，副市長，教育長が逝去した場合</p> <p>(8)市職員が逝去した場合</p> <p>(9)その他市長が必要と認める場合</p>	<p>(1)支出内容及び支出範囲欄第1号から第7号の場合においては，香典5,000円の支出及び生花の手配（生花については実費に相当する額）とし，第8号の場合においては，生花の手配のみとする。</p>	<p>(1)支出内容及び支出範囲欄第1号から第3号に規定する者については，職を退いてから5年以内の間にある者を含むものとする。</p> <p>(2)支出内容及び支出範囲欄第4号から第7号に規定する者については，職を退いた者も含むものとする。</p> <p>(3)支出内容及び支出範囲欄第4号から第7号に規定する者については，その配偶者及び一親等の親族についても含むものとする。</p> <p>(4)支出内容及び支出範囲欄第8号に規定する市職員とは，藤沢市職員定数条例第1条に規定する職員とする。</p> <p>(5)支出内容及び支出範囲欄第9号に規定する場合については，その都度決定する。</p>